
滋賀県学校教育情報化推進計画に掲げる目標の達成状況
(令和5年度) について

令和6年11月
滋賀県教育委員会

1 滋賀県学校情報化推進計画の目標について

滋賀県教育委員会では、令和4年4月1日付「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」の施行を受け、令和5年3月27日に「滋賀県学校教育情報化推進計画（以下、「推進計画」という。）」を策定しました。

推進計画では、4つの基本方針に対してそれぞれ講ずべき施策を定めるとともに、下記の3つの指標について、令和7年度までの目標値を掲げています。

○推進計画1年目の状況^{※1}（策定時点と令和5年度時点の比較）（（ ）内は、全国平均）

指標	策定時点	令和5年度	目標値
(指標①) 前年度にICT機器 ^{※2} を活用した授業を1クラス当たりほぼ毎日行った割合 ・令和6年度「全国学力・学習状況調査」（以下、「学学調査」という。）	小 67.6% (67.2%)	小 82.3% (76.0%)	小 100.0%
	中 65.7% (68.4%)	中 88.7% (74.6%)	中 100.0%
	高 未実施 特 未実施	高 92.2% ^{※3} 特 84.2% ^{※3}	高 100.0% 特 100.0%
	令和4年度調査	令和6年度調査	令和8年度調査
(指標②) 授業にICTを活用して指導できる教員の割合 ・令和5年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査（確定値） ^{※4} 」（以下、「実態調査」という。）	小 74.4% (78.0%)	小 83.8% (83.5%)	小 90.0%
	中 69.5% (71.8%)	中 79.0% (77.9%)	中 90.0%
	高 65.4% (75.9%)	高 82.6% (80.6%)	高 90.0%
	特 58.9% (70.0%)	特 61.3% (72.2%)	特 80.0%
	令和3年度調査	令和5年度調査	令和7年度調査
参考	県 69.7% (75.3%)	県 79.9% (80.4%)	—
(指標③) 情報活用の基盤となる知識や態度について指導できる教員の割合 ・「実態調査（確定値） ^{※4} 」	小 88.3% (89.4%)	小 90.9% (91.3%)	小 95.0%
	中 82.8% (84.0%)	中 86.3% (86.7%)	中 95.0%
	高 82.5% (85.2%)	高 89.4% (87.4%)	高 95.0%
	特 67.9% (76.8%)	特 71.9% (78.5%)	特 90.0%
	令和3年度調査	令和5年度調査	令和7年度調査
参考	県 83.6% (86.0%)	県 87.4% (88.1%)	—

※1 各調査において調査項目に変更があった場合、類似の調査項目への見直しを行うこととしています。

※2 推進計画の策定時点（令和4年3月）では高等学校および特別支援学校（高等部）において1人1台端末（令和4年4月～）は整備されておらず、ICT機器については大型掲示板装置等となっています。

※3 「学学調査」は、義務教育学校が対象のため、高等学校および特別支援学校の調査は、県の独自調査となります。

※4 文部科学省と同じく「できる」「ややできる」の割合を、調査時点の割合としています。また、文部科学省における「実態調査（確定値）」は、例年、翌年度の11月ごろに公表されます。

2 現状分析について

(小学校・中学校)

- ・各指標の数値が向上した主な要因として、学校訪問や市町教育委員会担当者との協議会を通じて、ICT 機器や1人1台端末の効果的な活用について指導助言を継続して行ってきたことが考えられます。
- ・総合教育センターにおいても、ICT を活用した授業づくり等について、初任者研修をはじめとするステージ研修や、スキルアップを図りたい教員対象の希望研修を行っています。また、学校や市町教育委員会へ出向いた教職員向け研修も行ってきました。
- ・令和6年8月29日に実施した市町教育委員会担当者対象の「確かな学力向上対策会議」では、ICT 機器や1人1台端末の活用について、教員間の意識に差が見られ、学校で組織的に活用されていないことや、1人1台端末の活用による生徒指導面からの問題を危惧し、活用できていないこと等の意見が出されました。
- ・教科ごとの活用事例や ICT 機器を組織的、積極的に活用している学校の紹介など、課題解決に向けた取組を進めていく必要があります。

(高等学校)

- ・指標①について調査を行った結果、90%を超える割合となりました。また、「実態調査」において、指標②と指標③は、着実に向上しています。
- ・各指標の数値が向上した主な要因は、各学校において、GIGA スクール構想の下で整備された大型掲示装置や授業で使用できる端末の教員への配付などにより、ICT 機器が日常的に活用されつつあることや、令和5年度から導入された1人1台端末の活用を支える授業用支援ソフトを効果的に活用することにより各教科が目指す資質・能力の育成に向けた授業が推進できてきたことが考えられます。
- ・総合教育センターにおいて「県立学校1人1台端末活用推進研修」などの研修、センター職員が講師として学校へ出向く教職員向け研修などを実施することで、授業にICTを活用して指導できる教員の割合は増加していると考えられます。
- ・しかし、いずれの調査も目標値には達しておらず、教員間の ICT に向かう意識の差、教科内での好事例の情報共有および活用事例の普及などが課題と考えています。令和6年度に全ての県立学校で1人1台端末環境が整うため、教科指導の中で必要に応じてICT活用を進められるよう、今後も校内外での研修内容の充実を引き続き図っていく必要があります。

(特別支援学校)

- ・指標①について調査を行った結果、80%を超える割合となりました。「実態調査」において、指標②と指標③は、策定時点より少し向上しています。
- ・指標②と指標③が、策定時点より向上したのは、「県立学校1人1台端末活用推進研修」などの研修、センター職員が講師として学校へ出向く教職員向け研修などを実施したことや、初任者の授業研究で ICT 機器の活用を取り入れるように指導してきたことにより、ICT 機器を積極的に活用し、その後も継続的に活用する教員が増えたからだと考えられます。
- ・また、各校への聞き取りや学校訪問時において、教材の提示等でICT機器を活用した授業が広がりつつあることを確認しています。引き続き、校内や他校の実践事例を参考にし、教員が指導に積極的に取り入れ、児童生徒の特性に合った ICT 機器の活用を行っていく必要があると考えています。

3 今後の取組について

今後は、次の取組により指標の改善を図っていきます。

(1) 校種別の取組

(小学校・中学校)

- ・ 幼小中教育課内に ICT 推進チームを設け、文部科学省の GIGA StuDX (ギガ スタディーエックス) 推進チームと連携し、ICT を授業で効果的に活用する全国の好事例を紹介するなど、各学校の状況に応じながら指導助言を行っていきます。
- ・ 市町指導主事が集まる研修会で GIGA StuDX 推進チームによる ICT の効果的な活用についての研修を行い、市町による ICT の研修会や管内学校での指導助言に活かしていただきます。
- ・ 各市町担当者が集まる「ICT を活用した学ぶ力向上推進会議」を開催し、各市町の現状と課題、今後の対応について協議を行うことで、市町間の活用率の差の改善を図っていきます。

(高等学校)

- ・ 各教科が目指す資質・能力の育成に向けた授業をさらに推進していくため、各学校における ICT 機器や 1 人 1 台端末の効果的な活用状況を共有し、好事例に対しては積極的に活用します。
- ・ さらなる ICT 活用が望まれる学校に対しては、学校訪問時に指導助言を行い、改善を図るようにします。
- ・ 総合教育センターの研修については、生成 AI など最新の情報技術を学ぶことができる講座の充実を図っていきます。
- ・ 令和 6 年度、高校 3 年生までの全員が 1 人 1 台端末を持つことより、心の健康観察の入力など、授業以外においても学校における ICT の活用が「日常的」なものとなる取り組みを推進していきます。

(特別支援学校)

- ・ 各校における ICT 推進体制を有効に活用し、好事例の情報共有や研修等を実施し、ICT 機器を活用した授業の促進を図っていきます。
- ・ さらなる ICT 活用が望まれる学校においては、学校訪問時に改善を図っていきます。
- ・ 総合教育センターの研修において、児童生徒が障がいの有無にかかわらず授業を受けることができるよう様々な ICT 機器を活用して教育のバリアフリー化への対応を進めていきます。

(2) ICT の環境整備について

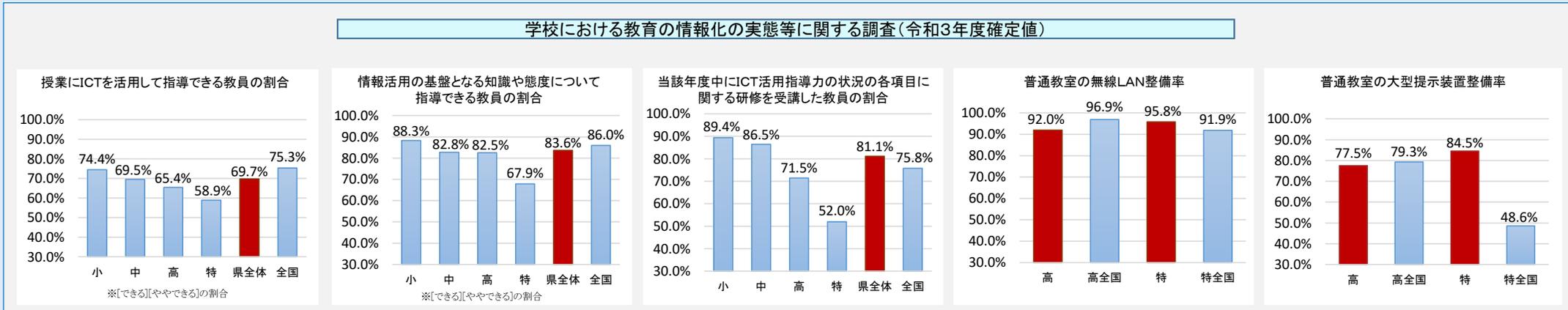
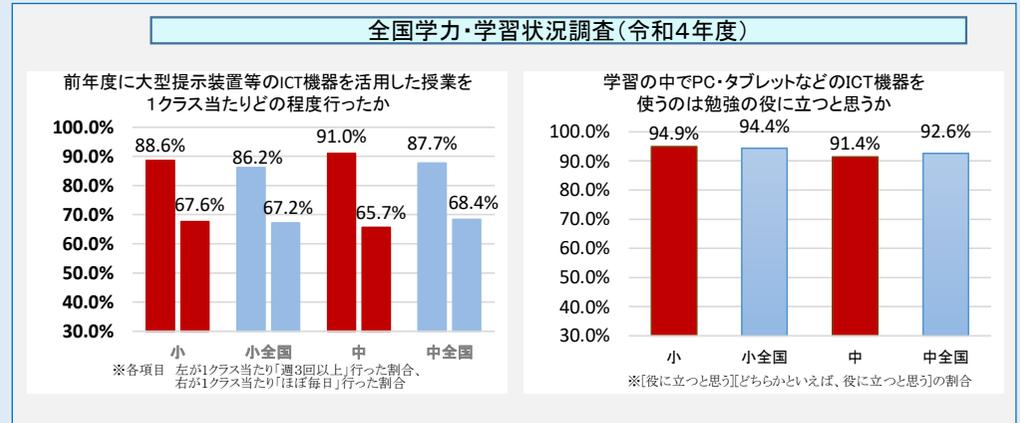
- ・ 各学校における ICT を活用した教育を推進するために、ネットワークの活用状況等の把握、機器の不具合等の迅速な対応、ネットワークアセスメントなどを行い、安定した情報教育環境の整備を行います。
- ・ 教科指導の中で必要に応じて ICT 活用を進められるような研修内容の充実を図るため、総合教育センターにおける ICT 機器更新等の環境整備に努めていきます。

1 策定の趣旨

趣旨	「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」の基本理念を踏まえ、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため計画を策定する
位置づけ	「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」第6条に基づく推進計画、「学校教育の情報化の推進に関する法律」第9条に基づく地方公共団体の計画
期間	3年(令和5年度～令和7年度) 技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ、必要に応じ随時見直し
計画の対象	本計画では、県が県立高等学校、県立中学校、県立特別支援学校の学校設置者の責務として実施する、学校教育の情報化の推進に関する方針・施策等に加え、市町との連携・協力・支援に関すること、教職員の研修や資質向上に関すること、その他関係機関等との連携を推進する

2 学校教育情報化の現状と課題

児童生徒の 資質・能力	<ul style="list-style-type: none"> デジタル化を含め急激に変化する社会の中、児童生徒の情報活用能力の育成が不可欠 授業におけるICTの活用を進めることが必要 誰もが自分らしく学ぶことができるようICTの特性・強みを最大限活用することが必要 情報モラルや情報リテラシーの習得が必要
教職員の指導力	<ul style="list-style-type: none"> 授業にICTの活用ができる教員の割合が全国の中でも低位 学校や個々の教職員の間のICT活用状況にばらつきがある 個別最適な学びや協働的学びにICTを積極的に活用することが必要
ICTの環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 1人1台端末整備など学校のICT環境が急速進展 新たなネットワーク需要等を踏まえた適切なICT環境整備が必要 個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティの確保
学校における働き方 改革と組織・体制	<ul style="list-style-type: none"> ICTを有効活用した校務効率化により教職員の多忙化の解消が必要 特定の情報担当教員等への業務負担の偏りが発生



3 基本方針

目的	次代の社会を担う児童生徒の生きる力を育む学びの実現
施策の柱 および 施策の目標	I.〔児童生徒〕 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成 ICTの活用により、児童生徒の情報活用能力等の資質・能力を高める
	II.〔教職員〕 教職員のICT活用指導力の向上 教職員のICT活用指導力の向上や意識改革、技術的支援により指導体制の強化を図る
	III.〔環境〕 ICTを活用するための環境の整備 端末やネットワーク環境等の学校ICT環境の整備を一層推進する
	IV.〔体制・校務〕 ICT推進体制の整備と人材の確保 ICTを活用した校務の効率化や働き方改革を推進する

4 目標

項目	現状	目標
前年度にICT機器を活用した授業を 1クラス当たりほぼ毎日行った割合 (全国学力・学習状況調査)	小 67.6% (R4)	小 100.0%
	中 65.7% (R4)	中 100.0%
	高 未調査	高 100.0%
	特 未調査	特 100.0%
授業にICTを活用して指導できる教員の割合 [[できる][ややできる] の割合] (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	小 74.4% (R3)	小 90.0%
	中 69.5% (R3)	中 90.0%
	高 65.4% (R3)	高 90.0%
	特 58.9% (R3)	特 80.0%
情報活用の基盤となる知識や態度について指導できる 教員の割合 [[できる][ややできる]の割合] (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	小 88.3% (R3)	小 95.0%
	中 82.8% (R3)	中 95.0%
	高 82.5% (R3)	高 95.0%
	特 67.9% (R3)	特 90.0%

5 講ずべき施策

I. ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

①ICTを主体的に活用できる態度の育成

- ・ICTの活用の日常化を図るための仕掛けと工夫
- ・各教科の特性に応じた、適切な場面でのICT活用
- ・デジタル教科書の活用
- ・プレゼンテーションする機会の確保
- ・データサイエンス能力の育成

②情報モラル教育の充実

- ・学校における児童生徒への講座の実施
- ・情報モラル教育の実施
- ・デジタルシティズンシップの観点からふまえた情報活用能力の育成
- ・著作権への理解の促進

③特別な配慮を要する児童生徒の利活用

- ・有効活用できるアプリケーションの充実・活用
- ・長期入院等に関わるICT機器の活用
- ・遠隔教育に関する関係機関との連携

④プログラミング的思考の育成

- ・発達段階に応じた体系的なプログラミング学習
- ・高校生による小学生へのプログラミング教室

⑤健康面への配慮

- ・健康に留意したタブレット端末等の利用についての啓発・指導

II. 教職員のICT活用指導力の向上

①ICTを活用した指導方法等の普及

- ・ICT活用ガイドブックの作成
- ・動画サイトでの教科別活用事例の紹介など
- ・総合教育センターにおける研修の充実
- ・ICTコアティーチャーによる指導方法の普及
- ・実践事例の収集と優良事例の周知
- ・指導者用デジタル教科書の活用

②学校の教職員の資質の向上のための研修の実施

- ・総合教育センターにおける研修の充実
- ・ICTや情報・教育データの利活用(データサイエンス)の研修
- ・情報モラル研修の実施
- ・プログラミング研修の実施
- ・著作権への理解の促進

③調査研究等の推進

- ・デジタル教科書の活用の研究
- ・「個別最適な学び」「協働的な学び」に有効なアプリケーションソフトについての研究
- ・デジタル・シティズンシップの観点から踏まえた教育の研究

III. ICTを活用するための環境の整備

①県立学校におけるICTの活用のための環境整備

- ・教育ネットワークの安定的な運用管理
- ・学校ネットワーク環境の改善
- ・特別支援学校における入出力支援装置の配備
- ・BYODによる端末整備に伴う経済的に困窮する世帯等に対する支援

②学習の継続的な支援のための体制の整備

- ・1人1台端末の活用を支える授業用支援ソフトの運用・管理
- ・オンライン授業やICTを活用した海外との交流の促進
- ・特別支援学校と市町立学校の連携に伴うICT活用の推進

③個人情報の保護

- ・新たな学校教育セキュリティポリシーの策定
- ・情報セキュリティに関する技術的対策の充実
- ・サイバーセキュリティ教育の実施

IV. ICT推進体制の整備と人材の確保

①ICT推進体制の整備

- ・学校教育DXポータルサイトの構築
- ・大学、ICT関連企業等との連携
- ・市町教育委員会との協力・連携

②人材の確保

- ・「情報」免許を保有する教員の確保
- ・教員への情報支援サービスの活用

③ICTを活用した校務の改善

- ・統合型校務支援システムの運用
- ・採点支援システムの導入
- ・学校横断による教材の共有化

④県民の理解と関心の増進

- ・「教育しが」への掲載をはじめとする広報の充実
- ・学校、保護者、市町との連携によるインターネット利用に関する家庭教育学習講座の開催